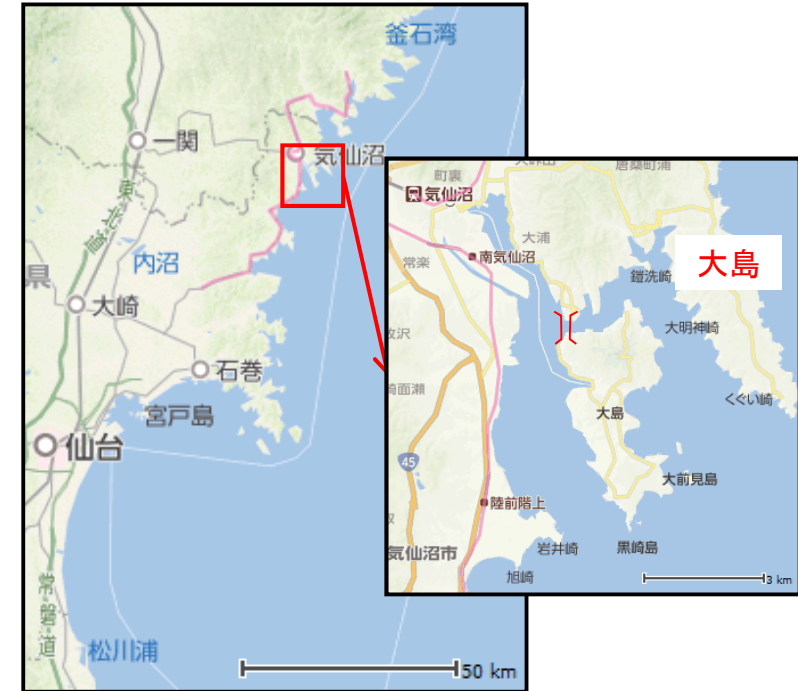


架橋による宮城県大島の離島振興対策実施地域の指定解除の検討

資料3-1

大島の概要

- 宮城県気仙沼市に属し、気仙沼湾口に位置する離島。
- 人口2,522人(平成27年)、面積8.50km²、本土との航路距離7.15km、寄港回数32便/日(架橋後廃止)。
- 平成25年に工事着手し、平成31年4月7日に気仙沼大島大橋が開通した。
- 橋の開通により、開通から1ヶ月間の観光客数が11万2000人となり、前年度1年間の観光客数を上回った。
- 島内の観光受入体制整備のため、インフラ整備や離島活性化交付金による観光プログラムの開発を図る。



大島に関する指定解除の検討手続き

- | | |
|-----------|---|
| 令和元年11～1月 | 宮城県へ島の概況資料作成依頼 |
| 令和2年10月 | 現地調査
(島の概況、架橋による変化、
本土との陸上交通の確保状況等) |
| 令和3年2月 | 第18回離島振興分科会 |

※分科会において指定解除の決議がなされた場合は、令和2年度末をもって指定解除。

〔国土審議会第 18 回離島振興対策分科会資料〕

宮城県大島の
離島振興対策実施地域の指定解除

令和 3 年 2 月 1 0 日

け せ ん ぬ ま し お お し ま お お し ま
宮城県気仙沼市大島（大島）の離島振興対策実施地域の
指定解除について

1. 対象地域

大島の隔絶性の解消、救急医療などの安全性の確保、産業振興、人口の定着化、観光資源の活用、交流人口の増による地域振興を目的として、本土（宮城県気仙沼市）から大島を結ぶ「気仙沼大島大橋」が平成 31 年 4 月 7 日に開通した。



【離島振興対策実施地域の概要】

指定地域名：大島
島名：大島
県・市町村名：宮城県気仙沼市
指定回次：第 2 次
指定年月日：昭和 28 年 12 月 23 日

2. 離島振興対策実施地域の指定解除基準について

離島振興対策実施地域の指定解除基準について（抄）

（昭和 53 年 3 月 27 日 第 43 回審議会決定）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域の取り扱いについて

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律（これに基づく命令を含む。）に基づき、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

3. 宮城県気仙沼市大島現地調査 報告

調査概要

日 程：令和2年10月7日（水）

調査委員：小田切徳美委員

調査内容：架橋による変化、本土との陸上交通の確保状況等

調査箇所



気仙沼大島大橋

- ・橋 長：356m
- ・事業費：約60億円
- ・開 通：平成31年4月7日

- ・人 口：2,522人（H27国調）
- ・高齢化率：46.6%（H27国調）
- ・面 積：8.50km²（周囲24.3km）
- ・産業は観光業、水産業（ほたて、かき等の養殖）が中心

調査状況

①意見交換会

- ・地元自治体や住民等との意見交換



③ウェルカムターミナル

- ・旅客船発着港がなくなる中、観光客を迎え入れる新たな玄関口に位置付け



②気仙沼大島大橋

- ・1日16便のバスが気仙沼大島大橋を通る



④亀山山頂

- ・360度のパノラマを堪能できる標高235mの亀山



現地調査報告

(1) 架橋による変化等

① 意見交換会での聴取

- ・ 架橋後、本土と大島を結ぶ定期船（1 日 16 往復）が廃止となり、本土と大島間を路線バスが運行されるようになった（1 日 8 往復）。
- ・ 路線バスを使用するより、自家用車で本土へ行く方が多い。
- ・ 架橋後、観光バスや自家用車での来訪により、観光客が大幅に増えた。
（架橋前（H30 年度）約 9 万人→架橋後（R 元年度）約 68 万人）
- ・ 2021 年度前期放送の NHK 連続テレビ小説「おかえりモネ」のヒロインの出身が気仙沼の島（大島）という設定であり、大島でのロケも進められているため、今後、さらに観光客の増加に繋がると予想される。
- ・ 架橋されたものの島内の道路整備が一部終わっていないため、道路幅が狭い。観光バスが入れない箇所もあるので早急に整備を進めてほしい。
- ・ 架橋後は日帰りの観光客が増えた。宿泊をしていただくために自然を生かした取り組みとして、星空の観察を宿泊プランに組み込むなど工夫している。
- ・ 架橋により本土で買い物を行う方が増えたため、島内の商店の売上げが激減している。
- ・ 島内の高齢化率が高いため、若い世代の移住者を呼び込んでいきたい。
- ・ 移住者を増やすための施策は必要であるが、島内に元々住む人への施策も行わないと若者が島外へ流出してしまう。
- ・ 船で 25 分程度かけて本土と行き来をする間に島民との交流ができていたが、架橋後は車やバスの移動となり、交流が少なくなってしまった。高齢者の見守りという観点も含めて、婦人会やボランティアなど横の連携を行い、地元の交流ができる機会を作っていく必要がある。
- ・ 大島の海の幸、山の幸はとてもおいしく、I ターンやU ターンなどにより後継者を増やして、資源を守っていきたい。

（参考）（意見交換会後、気仙沼市からの補足的な聞き取り）

- ・ 島内の幹線道路は令和 2 年度内に改修が終わる見込みであるが、市道等で狭小区間があるため、今後整備していく必要があると考えている。
- ・ 自家用車について、架橋前は島に 1 台、本土側に 1 台保有している方が多かったが、架橋により 1 台の保有で済むようになり、駐車場についても、島と本土の港周辺で契約している場合が多かったが、架橋により節減された。

② 現地調査

(亀山山頂)

- ・ 亀山は標高 235mの山であり、国立公園に指定されている。山頂からはリアス海岸の美しいパノラマが広がり、入江に養殖いかだが並んだ光景や遠くは金華山まで望むことができるものであり、架橋によって来訪者は増えた。
- ・ ただし、震災前はリフトで亀山山頂へ向かっていたが、震災時の火事でリフトがなくなってしまったため、山頂へ向かうためには駐車場から降りてかなり歩くことになる。リフトの再建が来訪者の増加につながるものと考えられる。

(気仙沼大島ウェルカムターミナル)

- ・ 気仙沼大島ウェルカムターミナルは、架橋によって旅客船発着港がなくなる中、観光客を迎え入れる新たな玄関口として位置づけられ、整備が進められている。来訪者及び住民の交流や、特色ある地域資源の活用を促すため、産地直売スペースや観光案内所、多目的スペース等が設けられている。施設運営は暫定的に市の直営としているが、将来的には民間への指定管理を目指している。

(小田の浜海水浴場)

- ・ 小田の浜海水浴場は美しい海水浴場であり、環境省が選定した「海水浴場百選」に選ばれている。震災により、大きな被害を受けたが、地元やボランティアの支援により復旧した。今年はコロナ禍の影響もあって限定的であったが、今後、架橋等を契機として、多くの観光客が訪れることが期待できる。

(2) 離島振興対策実施地域からの指定解除について

気仙沼大島大橋の開通によって、「本土との間に常時陸上交通が確保された」と認められることにより、指定解除することが適当である。

(3) 所感、その他特筆すべき事項

- ・ 意見交換会においては、架橋が実現したことによる新たな課題として、自動車等の乗り入れによる交通の混雑、本土側での買い物の増加による島内の商店の売り上げの減少、渡し船廃止における島民の交流の減少等が指摘された。また、空き家対策やIターン、Uターン対策、リモートワーク

などの活用等、地方における共通の課題が改めて指摘された。

- ・ このような課題に対して、架橋による地理的利便性の向上を最大限活用する視点が重要であり、例えば地域資源に磨きをかけて、うまく情報を発信するなど、関係人口の創造に向けて、大島に人を呼び込むような施策を進めることが重要と考える。大島は風光明媚なところで、食材も豊富な島であり、また、光ファイバー網も整備されていることから、そのようなポテンシャルはあると考える。なお、住民（地元旅館）による星空ツアーなどが企画されているが、面白い試みだと思う。
- ・ また、こうしたことをさらに充実するためには、行政と連携した住民主体の地域づくりを展開することが重要であり、そのためには地区振興協議会等の仕組みを活用することも一案であろう。

国土審議会離島振興対策分科会委員

小田切 徳美

〔参考〕 指定解除実績

指 定 解 除 年 次	告 示 番 号	告 示 年 . 月 . 日	解 除 年 . 月 . 日	地 域 名	解 除 地 域		備 考
第17次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第 1号	H14.3.27	H14.4.1	響 難 諸 島	山 口 県	豊浦郡豊北町角島	昭和32年12月25日総 理府告示第509号で指 定した角島を解除す る。
第18次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第 7号	H22.3.26	H22.4.1	下大崎群島	広 島 県	呉市豊島(旧豊浜村)	昭和34年5月12日総理 府告示第226号で指定 した豊島を解除する。
				下大崎群島	広 島 県	呉市大崎下島(旧豊 浜村)	昭和36年9月27日総理 府告示第215号で指定 した下大崎群島の一部 を解除する。
				関 前 諸 島	愛 媛 県	今治市岡村島(旧関 前村)	昭和34年5月12日総理 府告示第226号で指定 した関前諸島の一部を 解除する。
第19次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第 1号	H23.3.2	H23.4.1	平 戸 諸 島	長 崎 県	松浦市鷹島(旧鷹島 村)	昭和28年12月23日総 理府告示第261号で公 示した鷹島を解除す る。
第20次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第 1号	H24.3.30	H24.4.1	伊 王 島	長 崎 県	長崎市伊王島(旧伊 王島村)	昭和28年12月23日総 理府告示第261号で公 示した伊王島を解除す る。
第21次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第 6号	H25.7.31	H27.4.1	沼 島 ・ 灘	兵 庫 県	洲本市中津川組、同 相川組、同畑田組、 南あわじ市の一部 (旧三原郡南淡町大 字潮崎、同下灘、同 吉野、同宇野)	昭和39年7月9日総理 府告示第26号をもって 公示した沼島・灘の一 部を解除し、沼島とす る。
				高 島	島 根 県	益田市高島	昭和36年9月27日総理 府告示第25号をもって 公示した高島を解除す る。
第22次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第19号	H28.8.5	H29.4.1	日 生 諸 島	岡 山 県	備前市鹿久居島、頭 島(旧日生町)	昭和36年9月27日総理 府告示第25号をもって 公示した日生諸島の一 部を解除する。
第23次指定 解除	総務省 農林水産省 国土交通省 告示第19号	H29.10.3	H30.4.1	九 島	愛 媛 県	宇和島市九島	昭和39年7月9日総理 府告示第26号をもっ て公示した宇和海諸島 の一部を解除する。

〔参考〕指定及び指定解除の経緯

指定等年次	告 示 年 月 日	指定及び指定 解除年月日	告 示 番 号
第 1 次指定	昭和28. 10. 28	昭和28. 10. 26	総理府告示 第 212 号
第 2 次指定	" 28. 12. 23	" 28. 12. 21	" 第 261 号
第 3 次指定	" 29. 10. 14	" 29. 10. 12	" 第 854 号
第 4 次指定	" 30. 7. 19	" 30. 7. 15	" 第 1337 号
第 5 次指定	" 30. 10. 20	" 30. 10. 18	" 第 1466 号
第 6 次指定	" 32. 8. 16	" 32. 8. 14	" 第 379 号
第 7 次指定	" 32. 12. 25	" 32. 12. 23	" 第 509 号
第 8 次指定	" 34. 5. 12	" 34. 5. 8	" 第 226 号
第 9 次指定	" 36. 9. 27	" 36. 9. 25	" 第 25 号
第 10 次指定	" 39. 7. 9	" 39. 7. 7	" 第 26 号
第 10 次追加指定	" 42. 8. 26	" 42. 8. 18	" 第 42 号
第 11 次指定	平成12. 12. 28	平成12. 12. 15	" 第 81 号
第 12 次指定	" 25. 7. 31	" 25. 7. 17	総 務 省 第 5 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 13 次指定	" 27. 7. 28	" 27. 7. 13	総 務 省 第 6 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 1 次指定解除	昭和42. 8. 26	昭和43. 3. 31	総理府告示 第 43 号
第 2 次指定解除	" 44. 3. 25	" 44. 3. 31	" 第 10 号
第 3 次指定解除	" 45. 3. 28	" 45. 3. 31	" 第 9 号
第 4 次指定解除	" 46. 3. 30	" 46. 3. 31	" 第 10 号
第 5 次指定解除	" 50. 3. 31	" 50. 3. 31	" 第 13 号
第 6 次指定解除	" 51. 3. 31	" 51. 3. 31	" 第 13 号
第 7 次指定解除	" 53. 10. 18	" 54. 3. 31	" 第 33 号
第 8 次指定解除	" 54. 3. 20	" 55. 4. 1	" 第 7 号
第 9 次指定解除	" 57. 7. 24	" 58. 4. 1	" 第 26 号
第 10 次指定解除	" 58. 11. 26	" 59. 4. 1	" 第 32 号
第 11 次指定解除	" 60. 3. 11	" 60. 4. 1	" 第 7 号
第 12 次指定解除	" 62. 12. 22	" 63. 4. 1	" 第 26 号
第 13 次指定解除	平成 2. 12. 27	平成 3. 4. 1	" 第 49 号
第 14 次指定解除	" 5. 3. 9	" 5. 4. 1	" 第 5 号
第 15 次指定解除	" 10. 3. 3	" 10. 4. 1	" 第 8 号
第 16 次指定解除	" 12. 12. 20	" 13. 4. 1	" 第 64 号
第 17 次指定解除	" 14. 3. 27	" 14. 4. 1	総 務 省 第 1 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 18 次指定解除	" 22. 3. 26	" 22. 4. 1	総 務 省 第 7 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 19 次指定解除	" 23. 3. 2	" 23. 4. 1	総 務 省 第 1 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 20 次指定解除	" 24. 3. 30	" 24. 4. 1	総 務 省 第 1 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 21 次指定解除	" 25. 7. 28	" 27. 4. 1	総 務 省 第 6 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 22 次指定解除	" 28. 8. 5	" 29. 4. 1	総 務 省 第 19 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省
第 23 次指定解除	" 29. 10. 3	" 30. 4. 1	総 務 省 第 19 号 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省

宮城県大島の概要

宮城県気仙沼市

1. 位置と地勢

大島は気仙沼市の東方に位置し、周囲約 24 km、面積 8.5 km²の島で、中南部は丘陵で緩やかな起伏が続き、海岸線は屈曲が著しく変化に富んだ岩が見られるなど、リアス海岸特有の地形である。

住民は島内 13 行政区の中で主に中央部の浅根地区、長崎地区、田尻地区、高井地区、及び南部の崎浜地区、要害地区などに居住している。

また、夏は高温多雨、冬は低温少雨であり、年平均気温は 10℃程度と県内陸部と比較して寒暖の差が少なく、過ごしやすい気候である。



2. 離島振興対策実施地域の指定

第 2 次指定（指定年月日：昭和 28 年 12 月 21 日 総理府告示第 261 号）

3. 人口、世帯の状況

大島の人口及び世帯は、平成 21 年で 3,409 人 1,133 世帯、平成 26 年で 2,863 人 1,081 世帯、平成 31 年で 2,430 人 1,024 世帯となっており、減少傾向となっている。

高齢化率は、平成 21 年で 37.8%、平成 26 年で 42.2%、平成 31 年で 50.9%となっており、平成 31 年の市全体の高齢化率 37.4%と比較しても高い数値となっている。

大島の人口と高齢化率の推移（住民基本台帳より：3 月 31 日時点）

	人口（人）	高齢化率（%）	世帯数（世帯）	人口増加（%）
平成 21 年	3,409	37.8	1,133	
平成 26 年	2,863	42.2	1,081	▲16.0
平成 31 年	2,430	50.9	1,024	▲15.1

4. 市の財政状況

気仙沼市の令和元年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入 1,161 億 8,485 万 6 千円に対し、歳出は 958 億 8,266 万 8 千円となっており、対前年度比でそれぞれ 0.2%の増、4.3%の減となっている。

財政状況

	平成 30 年度決算 A	令和元年度決算 B	差 引 B－A
歳 入	115,989,059 千円	116,184,856 千円	195,797 千円
歳 出	100,228,207 千円	95,882,668 千円	▲4,345,539 千円
財政力指数	0.45	0.45	0.00
実質公債費比率	10.3%	9.5%	▲0.8%pt
経常収支比率	102.1%	101.3%	▲0.8%pt

5. 産業の状況

大島の基幹産業は恵まれた海域条件を活かした水産業で、島内には第 2 種漁港が 1 漁港、第 1 種漁港が 5 漁港あり、ほたて貝、かき、わかめ等の養殖業が盛んに行われている。農業においては畑作や果樹栽培が中心であるが、鳥獣による被害の拡大、農家の高齢化や後継者不足により、東日本大震災から復旧した農地の維持が課題となっている。

また、大島の豊かな自然を目的に訪れる観光客も多いことから、飲食業や宿泊業といった第 3 次産業が盛んな地域でもある。

平成 27 年国勢調査による大島の産業別の就業者数

	就業者数	事業所数※
第 1 次産業	160 人	0 事業所
第 2 次産業	192 人	14 事業所
第 3 次産業	639 人	77 事業所

※事業所数については、「平成 28 年経済センサス-活動調査（公務を除く）」による

6. 観光の状況

大島の主な観光資源は、360 度のパノラマを堪能できる標高 235m の亀山、鳴砂の十八鳴浜、白砂青松の小田の浜海水浴場及び田中浜、奇岩・奇石の龍舞崎などの景勝地であるが、東日本大震災により島内の景勝地の多くが甚大な被害を受けたことなどから、震災前の平成 22 年の観光入込客数 316,200 人から、平成 23 年には 37,400 人と大きく減少した。気仙沼大島大橋が開通した令和元年には震災前の水準を大きく上回る約 68 万人（推計）の観光客が観光バスやマイカーにて来島している。

島内の主なイベントは、例年 4 月に開催される「気仙沼つばきマラソン大会」や 7 月の「ビッグアイランドフェスティバル」、8 月の「気仙沼大島夏祭り」がある。

大島への観光入込客数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	令和 1 年
観光入込客数	316,200 人	37,400 人	675,600 人
宿泊観光客数	38,340 人	5,742 人	39,836 人

7. 交通の状況

①道路

大島は主に一般県道大島浪板線を幹線とし、集落内や集落間を結ぶ市道により島内の道路網を形成している。

県道については、気仙沼大島大橋架橋事業と併せて整備される区間もあるが、狭小及び未改良区間があり、市道においても狭小区間が多い。気仙沼大島大橋の供用開始（平成 31 年 4 月 7 日）により、島内の自動車交通量が増加しているため、安心・安全の観点からも早期の整備が望まれている。

②港湾

島の西側に浦の浜漁港があり、架橋前までは本土と大島を結ぶ定期航路が運行されていた。

③航路

航路については、架橋前は、本土と大島を結ぶ定期航路が1日16往復運航されていたが、架橋後は廃止となっている。

④バス路線

架橋前は、島内を運行する路線バス（市委託路線）が1日7.5往復（休日は5.5往復）運行していたが、気仙沼大島大橋の架橋に伴い本土と大島を結ぶ定期航路が廃止となったことから、架橋後は本土と大島を結ぶ路線バス（市委託路線）が1日8往復（休日は7往復）運行している。

8. 生活環境の状況

①水道

昭和41年に100mm、昭和50年に150mmの海底送水管布設により、本土から水道水が供給されている。

②廃棄物

架橋前は、ごみ・し尿共にフェリーを利用し、島内での収集後、本土の処理施設で処理を行っていた。

架橋後は、ごみ・し尿共に橋を利用した陸送による収集運搬となっている。

③電気

普及率100%

④電話（通信）

電話は各家庭に普及している。また、島内ではすでに光ファイバー通信等のブロードバンドサービスが普及している。

⑤医療

医科診療所1か所のみ。島内唯一の歯科診療所は、令和2年7月に閉院した。

⑥消防

島内における消防体制は、架橋前から常備消防は気仙沼消防署大島出張所が配置されており、非常備消防の消防団は3部9班が配置されている。

島内で救急要請が発生し本土へ搬送する場合は、架橋前は消防の救急艇で搬送していたが、架橋後は橋を利用して救急車にて対応している。

⑦警察

気仙沼警察署の管内となっており、島内には大島駐在所が設置されている。

⑧教育・保育

保育所 1 施設

児童館 1 施設

小学校 1 校

中学校 1 校

⑨福祉

架橋前から老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業（訪問介護事業、デイサービス事業、短期入所事業）を行う民間の事業所がある。

9. 陸上交通確保の状況

気仙沼大島大橋の開通（平成 31 年 4 月 7 日）により、本土と陸続きになったことで、常時陸上交通が確保されるようになった。

10. 架橋による変化

気仙沼大島大橋開通後の島内は観光客等で賑わっており、令和元年は東日本大震災前の水準を大きく上回る約 68 万人（推計）が観光バスやマイカー等で来訪している。

住民にとっては、通勤圏の拡大や買い物、流通及び救急要請時の搬送に要する時間が短縮されたため、利便性が大きく向上した。

また、本土と大島を結ぶ定期航路が廃止となったことから、架橋後は本土と大島間を路線バスが運行している。

11. 島の今後の課題

島外で買い物をする人が増加したことで島内の小売店をはじめとする店舗の売上が減少し、廃業または店舗としての機能低下を招いている。

また、誘客拠点へのアクセス道路や案内標識などのインフラ整備が急務となっているほか、島内における車両の交通量増加及び島外からの来訪者の増加による交通事故等の対策が必要となっている。

漁業については、就業者が高齢化しており、後継者不足が懸念されていることから、担い手確保のためにも、安定生産及び架橋による水産物等の安定出荷が継続される必要がある。農業においては、鳥獣による被害の拡大や農家の高齢化による後継者不足という課題はあるが、果樹の研究会が加工品の開発や販売に取り組んでいる。今後は架橋による新たな来訪者に 6 次産業化の取組をアピールしていくことで、大島の農業振興につなげる必要がある。